

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出	(") 1
○大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営支援課) 1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要	(") 1
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出	(会計管理課) 2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課) 2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	2

告 示

高知県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
宇 都 宮 内 科 安芸市染井町1-38 令7・12・15

高知県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日
有限会社西田順 南国市大埴甲1705 令8・4・1
天堂薬局

医療法人要会要 四万十市駅前町13番地17号 " " 25
医院

高知県告示第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村 達也
- 届出者の住所
東京都港区浜松町二丁目3番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアコスモス大そね店
南国市大埴字実兼甲1772-2ほか
- 変更した事項

- ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ドラッグコスモス大埴店
(変更後) ドラッグストアコスモス大そね店
- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
オリックス不動産株式会社	代表取締役 深谷 敏	東京都港区浜松町二丁目3番1

	成	号
(変更後)		
大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
オリックス不動産株式会社	代表取締役 北村 達也	東京都港区浜松町二丁目3番1号

- (5) 変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については令和8年1月1日、大規模小売店舗の名称の変更については、同年7月9日

- (6) 変更理由
店舗名称の決定及び設置者の代表者の変更のため

- 届出年月日
令和8年7月9日
 - 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
 - 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月31日

- 高知県知事 濱田 省司
- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年3月高知県告示第158号
 - 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス葛島店
高知市葛島四丁目122番ほか
 - 意見の概要
(1) 交通事故の防止に万全を期し、特に歩行者の安全には十分に注意すること。
(2) 関係車両の通行については、朝夕の通勤及び通学の時間

帯を避ける等周辺の住民生活に支障をきたすことがないように
十分配慮をすること。

(3) 市道への土砂の流出がないように注意し、施工すること。

(4) 関係車両の通行等で市道を汚損した場合は速やかに道路
管理者に連絡の上、これを復旧すること。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法の関係規
程を順守すること。

(6) 定格出力0.75キロワット以上の冷暖房機及び定格出力
7.5キロワット以上の冷凍機を設置する場合は、高知市公害
防止条例（昭和50年高知市条例第28号）の対象事業場に該当
するため、当該事業場を設置しようとする60日前までに高知
市環境保全課に設置届出書を提出すること。

(7) 当該施設は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基
づく第三種区域の規制基準が適用となるため、十分に騒音対策
を行い、規制基準値を順守すること。

(8) 近隣住民から騒音等及び渋滞等の交通について苦情又は
要望があった場合は、真摯に対応する等市民の生活環境の保
全及び交通安全の確保には十分に留意すること。

(9) 第三者との間で紛議が生じたときは、届出者の責任にお
いてその紛議を解決すること。

(10) 届出地南側の市道高須73号線への出入りについては道路
法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による許可が必要
となるため、事前に協議すること。

高知県告示第485号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第
8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更に
ついて届出があったので、同規則第4条第7項において読み替え
て準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者
の職名及び氏名

(変更前) 高知市東城山町81番地
株式会社ネクスト
代表取締役 久岡 征司

(変更後) 高知市中久万字石橋238番地4
株式会社ネクスト
代表取締役 久岡 征司

2 変更年月日
令和8年4月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ

り、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区の定款の変更を令和8年7
月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年7月31日

高知県知事 濱田 省司

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第21号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第
1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。

なお、委嘱期間は、令和8年8月1日から令和10年7月31日ま
でとする。

令和8年7月31日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

氏名	活動区域
杉本宗一郎	高知地区（高知県警察の設置及び定員に関する 条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条 例」という。）別表に規定する高知県高知警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
戸田日出男	高知地区
谷 巖	高知南地区（条例別表に規定する高知県高知南 警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
三宮 一悦	高知南地区
小笠原徳孝	高知東地区（条例別表に規定する高知県高知東 警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
上村 行和	高知東地区
川村 栄一	高知東地区
清野 明良	高知東地区
近藤 洋一	高知東地区
高橋 俊介	高知東地区

弘田 卓司	室戸地区（条例別表に規定する高知県室戸警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
末 暁士	室戸地区
清岡東洋夫	安芸地区（条例別表に規定する高知県安芸警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
田所 正弥	安芸地区
続宗 雄一	安芸地区
山内 原收	安芸地区
井上 博昭	南国地区（条例別表に規定する高知県南国警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
九内 豊	南国地区
恒石 祐行	南国地区
西 憲一	南国地区
森尾 元彦	南国地区
宮崎 靖典	南国地区
井上 恵	土佐地区（条例別表に規定する高知県土佐警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
高橋 宗治	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
森田 英二	土佐地区
小野 由雄	佐川地区（条例別表に規定する高知県佐川警察 署の管轄区域をいう。以下同じ。）
横畠 正孝	佐川地区
山中 一夫	佐川地区
田部 義博	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察

	署の管轄区域をいう。以下同じ。)
中岡 俊輔	須崎地区
宮崎 秀郎	須崎地区
吉良 榮	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
武内 繁雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
秋田 洋一	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
岡村 好文	中村地区
坂本 守裕	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
新谷 和平	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
濱田 安俊	宿毛地区
福井 舗子	宿毛地区